

## 公契約条例の現段階－中野区、都内自治体で 13 番目の公契約条例策定

伊藤久雄（NPO法人まちぽっと理事）

中野区が今年の 3 月議会で公契約条例を策定、都内で 13 番目の自治体となった。13 区市は以下のとおり。

- 23 区－千代田区、新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、世田谷区、足立区、葛飾区、江戸川区、中野区 以上 10 区
- 多摩－国分寺市、日野市、多摩市 以上 3 市

この 13 区市のうち、葛飾区公契約条例は典型的な理念条例である。その他の自治体の条例は、最低賃金下限額（作業報酬下限額、労働報酬下限額など名称は自治体によって異なる）や元請け事業者の連帯責任、労働者の権利保障、適用範囲（対象事業）、適用労働者、第三者機関設置などを備えている。

また日野市公契約条例は昨年度（2021 年度）までは業務契約は適用外であったが、日野市も令和 4 年 4 月 1 日より、廃棄物収集・運搬・再資源化業務、子育て支援業務、学校給食業務の 3 つの業務委託に条例適用を拡大した。

なお、昨年 11 月 21 日に「公契約条例の制定に向けて－現状と課題」と出した一文を「まちぽっとリサーチ」に掲載しているのので、合わせて読んでいただけたらと思う。

<https://machi-pot.org/?p=2842>

### 1. 多摩市、杉並区、中野区の条例

今回は多摩市、杉並区、中野区の公契約条例を紹介したいと思う。それは、この 3 自治体は、公契約等において規定する事項を別表に定めており、分かりやすいからである。

#### 別表で規定する事項

多摩市	杉並区	中野区
1 公契約等に係る労働条件	1 特定公契約に係る労働条件	1 労働条件の遵守
2 公契約等に係る請負条件	2 特定公契約に係る請負条件	2 労働者等との契約条件
3 継続雇用	3 継続雇用	3 労働者等の継続雇用
4 受注者の連帯責任	4 特定受注者の連帯責任	4 労働報酬に係る受注者の連帯責任
5 台帳の整備等	5 区長等への報告	5 労働条件の区への報告
6 労働者等への周知	6 特定労働者等への周知	6 労働者等に対する周知
7 労働者等の申し出	7 特定労働者等の申出	7 不利益な取扱いの禁止
		8 報告の求め及び検査等

8 不利益取扱いの禁止	8 不利益取扱いの禁止	への対応
9 受注者に対する報告及び立入検査	9 報告及び立入調査	9 約定事項の違反の是正の求め
10 受注関係者に対する報告及び立入検査	10 是正措置	10 約定事項の違反の是正等及び報告
11 身分証明書の携帯及び提示	11 特定公契約の解除	11 公契約の解除等
12 是正命令	12 解除の効果	12 損害賠償責任
13 是正報告	13 公表	13 公契約の解除等に係る違約金
14 公契約等の解除	14 損害賠償	14 受注者と受注関係者との契約
15 解除の効果	15 違約金	
16 公表	16 特定受注関係者と締結する契約	
17 損害賠償		
18 違約金		

以上のように、3自治体の別表で規定する事項はほとんど同じである。中野区の別表には「労働者等の申出」が規定されていないが、中野区の場合は条例本文に規定されている。なお多摩市と杉並区にあって中野区にない事項に「公契約解除の効果」がある。多摩市の例にとると、下記のように定められている。

#### <解除の効果>

前項の規定により公契約等を解除 又は指定管理協定に関して指定を取消し若しくは業務の停止を命令（以下「解除等」という。）した場合に おいて、受注者及び受注関係者に 損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

中野区がこの規定を設けなかった理由は未調査である。

## 2. 最近の動向

中野区以外の自治体の最近の動向を、北区と府中市についてみておきたい。

### ◆ 北区

北区は昨年（2021年）12月、（仮称）東京都北区公契約条例骨子（案）を公表した。そしてこの骨子案に対するパブリックコメントを2021年12月20（月）から2021年1月28日（金）まで実施した。意見提出者は54名、意見総数は88件であった。

「提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方」の中で、筆者が注目した意見と区の回答は以下のとおり（→印が回答）。

- 発注者である北区と受注者が対等平等な関係であること、北区として適正な積算、発注単価を実現していく旨を明記してほしい。

→契約は、発注者と受注者が各々対等な立場における合意に基づき締結するものであり、公契約においても同様であると考えております。

いただいたご意見を踏まえ、引き続き適正な積算に努めてまいります。

- 条例骨子（案）では予定価格 9,000 万円以上の工事となっているが、この価格では令和 2 年度実績 17 件と工事対象件数が少ないと感じる。予定価格 5,000 万円以上の工事を対象とするなど、対象範囲を拡大できないか、検討いただきたい。

→いただいたご意見につきましては、条例施行後の事務量や条例の効果を検証した上で、必要に応じて金額や範囲等に関する検討・研究を実施してまいります。

- 今後、なお一層公契約適用労働者の範囲を拡げるためにも業務委託・指定管理者の予定価格引き下げ（1,000 万円以上、500 万円以上など）の検討を要望する。

→同上

- 給食調理員、保育士、介護士、栄養士、施設管理員、警備員など、資格を要する業種、安全面が問われる業種など自治体として政策的に必要と考える業種・職種の労働報酬下限額の設定を早期に検討することを要望する。

→いただいたご意見につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

- 公契約条例の実行確保で住民サービスを向上させる、また、労働者の労働条件の確保をより充実したものとするため、2 年に 1 回程度の事業者（元請け、下請け）、労働者それぞれに向けたアンケート調査を実行することを要望する。

→条例の適正な運用に必要な事項につきましては、（仮称）北区公契約審議会において、調査、審議することを考えております。

これら意見に対する区の回答は、条例に反映していくことを検討するものと、今後の検討課題としたものに分けられるが、最終的な条例がどのようなかたちになるのか、6 月議会に条例案が提出されると考えられるので、引き続き注目していく必要がある。

#### ◆ 府中市

府中市では昨年（2021 年）3 月、府中市議会で連合三多摩から提出された「公契約制定」の陳情が全会一致で可決され、条例制定にむけた取組みが期待されている。ただし、2021 年度中には、市の内部での具体的な検討の動きはなかったとされる。

市議会等の一層の働きかけにより、検討作業が具体化することを期待したい。

▽   ▽   ▽

建設通信新聞（2022 年 3 月 29 日）によれば、中野区の酒井直人区長は 3 月 28 日、区役所で定例記者会見の中で、公契約条例について「コロナ渦の大変な時期にもかかわらず、事業者から条例施行の理解を得た。働く人の権利を守るため、内容の周知にも尽力する」と語ったとされる。

府中市をはじめ公契約条例未策定の自治体の首長には、酒井中野区長のような認識に立

って、公契約条例策定に向けて積極的な役割を果たすよう求めたい。公契約条例の策定には、首長のリーダーシップがきわめて重要だからである。

<参考資料>

- 中野区公契約条例

[koukeiyakujourei.pdf \(tokyo-nakano.lg.jp\)](#)

- (仮称) 東京都北区公契約条例骨子(案)の概要

<https://www.city.kita.tokyo.jp/keiyakukanzai/koukoku/documents/pabukomean.pdf>

- (仮称) 東京都北区公契約条例骨子(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について—提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方—

[kekka.pdf \(city.kita.tokyo.jp\)](#)